

箕面市立病院敷地内における移動販売車の設置について

令和 7 年 10 月

箕面市市立病院管理部病院運営管理室

目 次

I 目的	 3
II 概要	 3
III 移動販売車設置許可の基準	 3
IV 提出書類	 4
V 使用料等	 5
VI 許可申請の受付	 5
VII その他	 6

I 目的

市立病院周辺に飲食店が少ないことから、キッチンカー等移動販売車の出店により、市立病院利用者の利便性及び職員の福利厚生の向上を目指すことを目的とする。

II 概要

- (1) 場所
箕面市萱野 5 丁目 7 番 1 号 箕面市立病院敷地内
- (2) 面積
1 区画 15 m²（奥行 6m×幅 2.5m）程度
- (3) 出店形態
キッチンカー等の移動販売車により、飲食物の販売を行う。
※市立病院の電気設備や水道設備等の利用は認めない。
- (4) 営業可能時間
平日の午前 9 時から午後 5 時までの間（搬入・搬出時間を含む。）

III 移動販売車設置許可の基準

市立病院敷地内における移動販売車設置にかかる許可基準は、次のとおりとする。

- 1. 市立病院の機能、運営、及び施設管理に支障を及ぼさないこと。
- 2. 規定位置以外に設置するなど、来院者等の通行の妨げとならないこと。
- 3. 来院者等に対し、一般常識に照らして危険を及ぼさないこと。
- 4. 振動や騒音など、市立病院周辺の秩序を乱すことがないこと。
- 5. 目的に合致した出店であること。アルコール、たばこその他市立病院敷地内で販売することがふさわしくないと判断される場合は許可できない場合がある。
- 6. 他の法令の許可を要する場合に当該許可を得ていること。
- 7. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律 第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員からの申請でないこと。
- 8. 販売による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になる販売でないこと。
- 9. 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に規定する暴力団密接関係者からの申請でないこと。

Ⅳ 提出書類

許可にかかる申請にあたっては、申請書のほか内容確認のため、次に掲げる資料を添付すること。

共通	
1	行政財産使用許可申請書（様式第7号）
2	事業の概要（出店の内容等がわかるもの）
初回申請時	
1	事業者に関する届出書（指定様式）
2	直近3年間の法人税又は所得税並びに消費税、地方税（都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税）及び地方消費税を滞納していない旨を証明する書類
3	営業許可の取得等の際に、食品衛生責任者（※）の資格を要することが条件である場合は、当該資格を証明するもの
4	食品営業自動車の場合
	当該敷地において、営業に必要な許可を証明するもの
	火気使用誓約書（指定様式）※火気を使用する場合
	食品移動自動車等の場合
	一次加工所において必要な許可を証明するもの
5	その他法令等で届出事項等が定められている場合は、当該届出等がなされていることを証明するもの
6	販売風景等が分かる写真画像（販売に必要な面積を記載）
7	移動販売車の写真画像（車両寸法を記載。ナンバープレートの確認可能な写真）
8	移動販売車の車検証の写し
9	運転免許証の写し
10	生産物賠償責任保険（PL 保険）の証明書の写し
年度内2回目以降申請時	
1	初回申請時より変更があった場合、変更した内容が確認できるもの
2	火気使用誓約書（指定様式）※火気を使用する場合

※食品衛生責任者の資格

- ・栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士、と畜場法に規定する衛生管理責任者／作業衛生責任者の資格を有する者
- ・食品衛生管理者または食品衛生監視員となることができる資格を有する者
- ・食品衛生責任者の資格取得のための養成講習会修了者

V 使用料

許可に伴う使用料は、下記の表に掲げる額とする。申請者は、許可を受ける際に一括して使用料を納付すること。

種別	使用料		
	単位	期間	金額
移動販売車	1 台	1 日(平日 9 時～17 時に限る)	1,000 円

VI 許可申請の受付

申請者は、1 か月分の使用希望日を前月 15 日（土日祝の場合は、直後の平日）までに仮申請（口頭申出）すること。

仮申請の締め切り日において、使用希望日が、他の申請者と重ならなかった場合は、速やかに申請枠を確定し、申請者に結果を連絡する。なお、使用希望日が、他の申請者と重なった場合は、速やかに抽選し、申請者に結果を連絡する。

申請者は、連絡を受けた後、1 か月分の申請書等を前月 22 日までに提出すること。なお、申請枠の確定後に空きがあれば、使用希望日の 10 日前までは先着順で申請を受け付ける。

(A) 仮申請受付	(B) 抽選 (申請が重なった場合)	(C) 申請書類提出	(D) 許可書交付
前月 15 日まで	前月 15 日	前月 22 日まで	使用料の支払い 完了後に交付

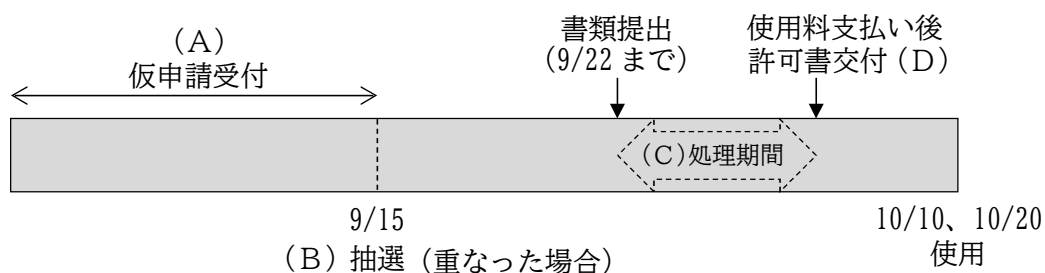
※(B) 抽選以降に空きがあれば使用希望日の 10 日前まで先着で申請を受付する…(E)

※使用料の支払い方法については、申請書受理後に別途指定する。

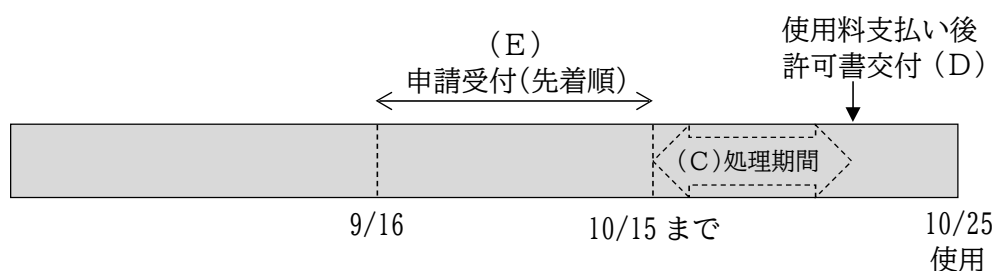
※既納の使用料は、原則として天候などを理由に還付できません。

<例>

●使用希望日が 10/10 と 10/20 の場合



●10 月分申請枠の確定後、10/25 に空きがあり、使用したい場合



VII その他

その他注意事項等は、次のとおりとする。

- ・必要に応じて、感染症の拡大防止対策を講じること。
- ・購入者用のゴミ箱を設置する等、発生するゴミは申請者の責任において回収、持ち帰ること。
- ・移動販売車の受け渡し窓口は東側（歩道側）とし、隣接するタクシー乗り場やバス乗り場に利用者が溜まらないよう注意すること。
- ・移動販売車の走行、販売等に起因する事故について、市は責任を負わない。
- ・災害等、やむを得ない事情により、急遽、出店中止の指示をすることがある。
- ・その他不明点は、下記までお問い合わせください。

連絡先：市立病院管理部 病院運営管理室 電話番号 072-714-0009